令和６年２月 16 日
神 奈 川 労 働 局

横浜北労働基準監督署における個人情報漏えい事案について

神奈川労働局は、横浜北労働基準監督署（以下、「横浜北署」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

１　事案の概要

令和６年１月 31 日、Ａ事業場から電話連絡があり、36 協定の電子申請を行ったところ、Ａ事業場分の協定の控えの送信はなく、Ｂ事業場の協定届が返信されているとの連絡があった。直ちに申出のあった到達番号を検索し、添付されている控え文書を開けたところ、情報のとおりであることを確認した。同日に処理した別事業場を調査したところ、Ｃ事業場についてもＢ事業場の協定届が格納されており、Ｃ事業場に対しても誤送信されていることを確認した。

漏えいした個人情報は以下の通り。

代表者職氏名

労働者代表職氏名

２　事実経過

（１）令和６年１月 31 日、Ａ事業場の担当者から電話連絡があり、36 協定の電子申請を行ったところ、Ａ事業場分の協定の控えの送信はなく、代わりにＢ事業場の協定届が返信されているとの連絡があった。

（２）受電した職員が直ちに申出のあった到達番号を検索し、添付されている控え文書を開けたところ、情報のとおりＡ事業場の申請に対しＢ事業場の 36 協定が格納されていたので、Ａ事業場に担当者に謝罪し、送信された別事業場の 36 協定を破棄するように依頼し、改めて署管理者から連絡する旨を伝えた。

（３）同日に処理した別事業場を調査したところ、Ｃ事業場についてもＢ事業場の協定届が格納されており、Ｃ事業場に対しても誤送信されていることが発覚した。

（４）２月１日、誤送信先のＡ事業場の担当者に架電、事情を説明し面談を申出したところ、来訪での謝罪は不要である旨の回答があったため、謝罪及び送信された別事業場の協定届の破棄を依頼したところ、応諾された。

（５）同日、誤送信先のＣ事業場に架電、代表者に事情を説明し面談を申出したところ、来訪での謝罪は不要である旨の回答があったため、謝罪及び送信さ

れた別事業場の協定届の破棄を依頼したところ、応諾された。

（６）同日、情報漏えいとなったＢ事業場へ連絡したところ、代表者が不在であったことから、翌日、改めて連絡することとした。

（７）２月２日、情報漏えいとなったＢ事業場の担当者に架電、２月７日に謝罪のためＢ事業場を訪問することとなった。

（８）同日、システム担当部署にて、誤送信したＢ事業場の 36 協定届控データについて、申請者側から公文書のダウンロードを不可能とする設定が完了した。

（９）２月７日午後 10 時 30 分に副署長がＢ事業場を訪問、代表者に事情を説明し謝罪したところ、応諾された。

３　発生原因

（１）電子申請システムの操作方法が担当者に十分周知されておらず、本件処理では添付する必要がなかった文書を、必要があるものと誤認し添付したこと。

（２）添付する申請事業場の控え文書の内容を確認していなかったこと。

４　再発防止対策

【横浜北署の取り組み】

（１）令和６年２月１日（木）１及び翌日の２日（金）に電子申請受理業務を行う職員及び非常勤職員に対して、署管理者より通常の処理では使用する必要のない処理手続きを行わない、行う場合には処理時にダブルチェックを行うよう指示した。

（２）令和６年２月８日（木）及び９日（金）に、全職員および非常勤職員に対し監督課長事務連絡において指示された研修を実施した。

【神奈川労働局の取り組み】

（１）令和６年２月２日（金）監督課長より各所属長あてメールにて事案の概要共有及び緊急幹部会議を開催し個人情報漏えい防止の徹底について注意喚起するよう指示した。

（２）令和６年２月８日、労働基準部より監督課長事務連絡を発出し、電子申請システムにかかる個人情報漏えい事案に係る注意喚起を指示した。

（３）同日、労働基準部監督課より全所属を対象とした電子申請システム利用に係る緊急点検の実施を指示した。

【担当】神奈川労働局 労働基準部
監督課長　　吁崎　雅夫
主任監察監督官　　山田　能啓
（電話）045－211－7351